

令和5年2月22日  
一般財団法人民間都市開発推進機構

## 令和5年度 政府保証民間都市開発債券に係る受託会社の募集について

当機構が令和5年度において発行を予定する政府保証民間都市開発債券につきまして、受託事務等委託先(以下、「受託会社」)を募集します。申込みを希望される場合は、以下をご確認の上、必要書類のご提出をお願いいたします。

### 1 提出書類

#### (1) 受託会社の選定に係る申込書

別添1の様式に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

なお、申込みにあたっては、次の①及び②に該当していることを必要とします。

- ① 一般債振替制度の対象債券に係る受託実績があること
- ② 株式会社証券保管振替機構より発行・支払代理人として審査・承認を受けた金融機関であること

#### (2) 受託実績等について

以下についてご提出ください(様式任意)。

- ① 政府保証債の受託実績(発行体別、銘柄別、年限別)  
(注)令和2年度～令和4年度(直近)までに発行された債券
- ② 受託部署の概要、体制、非常災害時のバックアップ体制
- ③ その他(本件受託業務に係る特筆すべき事項等)

#### (3) 受託手数料率

別添2の様式に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

### 2 受託会社の選定方法

応募者を対象に、当機構において提出書類内容を総合的に審査し、受託会社を選定します。  
(選定結果の連絡は3月下旬を予定しています。)

### 3 提出期限

令和5年3月15日(水)17:00 必着

### 4 提出方法及び提出先

郵送によりご提出をお願いいたします。

提出先: 〒135-6008 東京都江東区豊洲3丁目3番3号豊洲センタービル8F  
一般財団法人民間都市開発推進機構 総務部資金課

## 5 その他重要事項

(1) 令和5年度中に当機構が、政府保証民間都市開発債券を発行しない場合は、当該業務は発生しません。また、発行にあたっては、民間都市開発の推進に関する特別措置法第8条第3項及び第7項に基づく国土交通大臣の認可が必要となります。

(2) 新規記録手数料等について

① 新規記録手数料

株式会社証券保管振替機構の定める料率による。

② 元利金支払手数料

元金償還手数料 元金 100 円につき金 0.075 銭(税別)

利金支払手数料 元金 100 円につき金 0.075 銭(税別)

(注)当該手数料は変更する場合があります。

(以上)

(一財) 民間都市開発推進機構 御中

受託会社の選定に係る申込書

令和 5 年度政府保証民間都市開発債券の受託会社選定に応募します。

令和 5 年 月 日

住 所

商号または名称

代表者氏名

(押印不要)

本件責任者 (会社名・部署名・氏名) :

担 当 者 (会社名・部署名・氏名) :

連絡先 (電話番号) 1 :

連絡先 (電話番号) 2 :

(注) 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載ください。

(連絡窓口：担当部署、担当者名、所在地、電話及び FAX 番号、E-mail アドレス)

担当部署 :

担当者名 :

所在地 :

電話番号 :

FAX 番号 :

E-mail アドレス :

別添 2

令和 5 年 月 日

(一財) 民間都市開発推進機構 御中

令和 5 年度に発行する政府保証民間都市開発債券に係る受託手数料率について

(会社名)

(責任者名 (注: 別添 1 責任者と同一人のこと))

発行予定額		手数料率 (税抜) (額面 100 円あたり)	備 考
20 年債	2 5 0 億円		
30 年債	1 0 0 億円		

(注 1) 手数料額に上限下限がある場合や定額方式等の場合は、その旨備考欄に記載願います。

(注 2) 受託手数料は、募集の受託会社としての管理業務に加え、発行代理人及び支払い代理人としての発行事務及び期中事務にかかる手数料とします (元利金支払手数料及び新規記録に係る手数料は含まれません)。

(注 3) 発行予定額・発行年限は変更となる場合があります。